

## 第1回「福岡市避難行動要支援者名簿の活用に関する懇話会」議事要旨

**1 開催日時** 令和2年7月27日（月）13時30分から

**2 場 所** アクロス福岡 601会議室

### 3 出席者（五十音順）

岩城委員、小田原委員、清水委員、高野委員、松永委員、山本委員

※柴口委員、藤田委員は欠席

### 4 議 題 避難行動要支援者名簿における課題解決の方策について

- (1) 資料3 避難行動要支援者名簿の現状と課題
- (2) 資料4 避難行動要支援者名簿における課題解決の方策

### 5 議事概要

- (1) 座長の選任について

互選により高野委員を座長とした。

- (2) 議題について

事務局より資料3及び資料4について説明。その後、各委員から意見を聴取した。

### 6 委員からの意見

#### (1) 避難行動要支援者名簿の現状と課題について

（委員）名簿の記載情報について本人情報の項目しかない。緊急連絡先として近親者の連絡先を反映することは可能か。

（事務局）福岡市からの意向確認に回答いただいた際、家族の連絡先が記載されている場合は備考欄に反映する。

（委員）例えば2～3回、意向確認を行っても回答がない場合は同意したものとしてみなすということはできないか

（事務局）そうする場合は、しっかりとした周知が必要と考えている。

（委員）住民票はそのままで家族のところに居る場合も多く、名簿に登載されているが、本人が名簿記載の住所に居ないというケースがある。現状把握に努めていただきたい。

（事務局）居住の実態を名簿に記載していただければ、名簿回収後、次回更新時に反映できる。

（委員）名簿登載については住民票があることが前提か。

（事務局）福岡市内に居住していれば、住民票と一致していなくても登載は可能。住民票と一致していれば転出等の反映が早い。

(委 員) 意向確認への返信をしていないためか、要支援者と思われる方が名簿登載から漏れている場合が多い。申請を促したいが、どのように把握すればいいか。見守りネットワークでの支援についても限界がある。

(委 員) 校区の取組みとして、自治協議会、社会福祉協議会、民生委員の3者が集まり、避難行動要支援者を地図上に反映し、共有している。ただ、訪問しても「予定が詰まっているから忙しい。」と拒否されてしまう場合がある。

(委 員) 私の校区では、町内会単位で3者協議はしているが、校区全体でとなると難しい。

(座 長) 地域における要支援者名簿の活用の難しさを教えていただいた。

名簿への登載拒否や未回答が3割近くいる。まずはその点についての意見をいただきて、検討していきたいと思う。

(委 員) 障がい者協会の会員には、「自分の命は自分で守るのが基本」と伝えている。ただ、それが出来ないため家族の支援が必要な人がいる。訪問されるのが煩わしいという方もいる。障がいがある方がどこに居るのかを隣近所の方などに把握いただくことが非常に重要であると考える。また、福祉避難所の場所を知らない。通常の避難所に一旦避難することが原則となっているが、できれば重度の方については最初から福祉避難所に避難させていただきたい。

(事務局) 障がい等により、福祉施設でないと生活が困難な方がいることは承知している。市の考えとしては、まずは、危険から身を守るために安全な場所に避難していただきたい。大きな地震の場合、発災当初は施設等の被災状態が不明、スタッフの参集や空きベッドの状況も不明であり、施設側も避難者を受け入れることができない可能性がある。このため行政が状況を把握し、体制の構築及び施設と利用者のマッチングを行ったのち、福祉避難所に避難していくだくようにしている。

(委 員) 名簿の活用法及び非同意者がなぜ同意しないのかが課題であると考えており、名簿登載の必要性の周知、理解が不足していると感じる。

名簿に登録されている方がメリットを感じていない。2年で定期的に変わる自治会長等だけでなく、もっと防災士やあんあんリーダー会等の地域の防災のプロを活用し自治会としての動きを理解していただくことによって普段から安心だと感じてもらうことが重要。

また、自治会に入らない人がいるが、災害時に問題となるのは大抵そういった方々。こういった方々へのアピールができていない。訓練に来なくても訓練の内容が見えるよう、SNS等を活用した活動ができるか。名簿登録したらメリットがある。申請しよう。という好循環をつくる必要がある。

(事務局) 非同意者の主な理由は、同居家族がいる、自分でできる。という方がほとんど。一部、「登録しても助けてもらえるとは思わない。」「必ず支援してもらえるとは限らない。」といった方々がいる。あんあんリーダー会などの地域の力を活用して好循環を作っていきたい。

## (2) 避難行動要支援者名簿における課題解決のための方策について

- (座長) 個人情報の保護と本人の意思表示を尊重して、従来通り意向確認を行うのか、条例等を作つて、本人の同意がなくても名簿登載した方がいいのか。委員の意見を伺いたい。
- (委員) テレビで今回の災害の様子を見た。地域の状況把握と声かけが非常に重要と感じた。この人たちを名簿に登載できればと思うこともあるが、非同意の理由もなかなか聞くことが難しい。
- (委員) 活動に地域格差があるように感じる。避難支援等関係者もどこまで入って活動しないといけないのか不明。
- (委員) 私は条例を作るべきと感じる。市としては、再三の意向確認により名簿登載の努力はしたが、4人に1人は未回答。回答しない理由も不明。
- 先ほどの委員の話はボトムアップ方式。地域で関係を作り上げていく。そういった地域は災害に強い地域であると考える。ただ、そこまで持っていくためには相当の努力が必要で、時間を要す。
- まずは、名簿の整備を行い、支援の糸口をつくることが重要と考える。福岡市が条例を制定するのはいわゆるトップダウン方式。トップダウン方式とボトムアップ方式が上手く兼ね合うことが非常に重要と考える。
- (委員) 福岡県西方沖地震の際に、近所付き合いの大切さを感じた。日ごろからの声かけが非常に重要であると感じる。名簿は慎重に取り扱う必要があるが、同意者だけでなく、要支援者全ての情報を出していただきたい。その方が地域として動きやすい
- (委員) 公民館活動等を見ていると非常に参加者が少ない。地域活動に参加していただくことが重要と感じる。地域で防災について話し合う雰囲気づくりが大事。
- (委員) 基本的に防災は地域の防災力、日ごろから顔が見える関係づくりが重要。以前は「向こう三軒両隣」といったように、地域のことをみんなが把握していたため、名簿が必要なかった。だが時代が変化している。現在は、地域においては一部の方に負担が集中している。その一部の方の負担を減らすためには、名簿の整備をしっかりとやらないといけない。
- 防災の目的は「命を守ること」。個人情報との兼ね合いもあるが、命を守ることが上回ると考える。法的にも「みなし同意方式」であれば、法の趣旨に沿ったものである。条例を制定することで同意者を増やし、有効に活用することで地域の負担を減らすことを突き詰める必要がある。
- (委員) 高齢者も自治会に入らない人が多い。避難行動要支援者名簿に登載されていない方は大抵、自治会に入っていない様な方。支援側が気づくことが難しい。地域のつながりを作ることをやっているが難しい。また、名簿への緊急連絡先の記載をお願いしたい。
- (座長) 包括的に同意を取ろうという議論もあるが、名簿の情報は災害時の連絡先やかなりの個人情報を取得することになるため、市も慎重にならざるを得ないと思う。

(座長) 各委員からの意見としては、条例の定めに基づきより多くの方の情報を地域に提供できるようになれば、地域として支援の取組みを進めやすくなる、といった趣旨の意見が多かった。そこで、もう一つの論点として、個人情報保護条例の規定を適用するか、新たに条例を作っていくかが非常に重要と考える。どのように考えるか。

(委員) 条例を作るためにかかる時間が重要であると考える。条例を作る方が非常にすっきりするし、市民にもわかりやすいと思うが、時間がかかるのであれば条例ができるまでの対応をどうするかを検討する必要がある。

(事務局) 例年6月に名簿を地域に提供している。条例を制定する場合、市議会への提案は来年3月。新規対象者等に意向確認を行い、更新した名簿を地域に提供するのは、来年8月か9月頃になると考える。ただし、移行期に限っての措置であり、その後は6月提供に戻せる。

(委員) 通常より3カ月程度遅くなるくらいであれば、許容範囲内であると考える。

(委員) 条例の話とは外れるが、例えば、避難行動要支援者名簿を既存の見守りマップ（名簿）などとリンクできれば、情報の一本化につながる。

(委員) 地域医療等と連携ができると非常に名簿が生きると思う。例えば、かかりつけの医師から名簿登載を勧めてもらうなど。

(委員) 成年後見人をしているので、自治体から多くの意向確認が届く。何かあった場合は私に連絡するようにも記載している。記載した情報がどこまで名簿に記載されるのか分からぬが。

(座長) 情報は集まっている可能性があるが、それをどう活用するのかが大切。地域の支援、障がい者の団体からの働きかけ等の仕組みづくりが必要。懇話会では活用方法についてまでは意見を求められていなかったが、名簿を作った上で、どう活用していくかが非常に重要であるということは事務局に伝えることができたと考える。

時間が来たので、委員から出た主な意見をまとめると、

- ・個人情報の問題はあるが、災害から命を守るためにには平常時からの地域への情報提供は必要であり、条例の定めを作っていくことが良いのではないか。
- ・法の趣旨に則り、条例はみなし同意が望ましいのではないか。
- という意見が大半を占めたと思うが、委員各位いかがか。

(委員) 異議なし。

(事務局) 次回懇話会について事務連絡。

(了)